

(略)

東京都監査委員	大 津	ひろ子
同	高 橋	信 博
同	茂 垣	之 雄
同	岩 田	喜美枝
同	松 本	正一郎

令和2年4月10日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、請求人自身を組合員とする区分所有マンションの管理組合が行ったアルミサッシ更新工事の承認に関する管理組合臨時総会の議決は同管理組合の管理規約に違反した重大な瑕疵があり無効であるから、当該議決に基づく同管理組合から公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）への「既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金」（以下「本件助成金」という。）の交付申請に際して、公社が本件助成金の交付を行うことのないよう求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法もしくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。この点、本件助成金の交付を行うのは公社であるが、都は既存住宅における高断熱窓導入促進事業の実施に当たり公社に対し当該事業の助成金の原資として出えんを行い、公社は当該出えん金を基に基金を造成し管理するとともに、その助成金の交付を行う事務について都の委託を受けていることから、本件助成金の交付は都の財務会計上の行為に当たるとい

える。そして、法第242条第1項でいう「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」については、平成23年1月14日大阪地裁判決によれば「当該行為がされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当である。」と判示している。

ところで、都環境局が定めた既存住宅における高断熱窓導入促進事業実施要綱（平成29年6月14日付29環地地第100号）及びこの要綱を受けて公社が定めた同事業助成金交付要綱（平成29年8月23日付29都環公総地第991号。以下あわせて「両要綱」という。）によれば、公社は本件助成金の交付申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、あらかじめ都の承認を受けて助成金の交付又は不交付の決定をすることとされている。両要綱に照らせば、本件助成金が交付されるか否かはあくまで公社の審査・調査等及び都の承認の過程を経て決するところであって、本件請求の時点において、監査委員が公社の判断等に先んじて違法ないし不当に本件助成金の交付がなされるとの前提に立つことはできない。この点、請求人は本件請求に当たり当該マンション居住者と公社担当者との間で行われた面談などを根拠に本件助成金が違法ないし不当に交付されることを前提としているものと思料されるが、上記判決に照らせば、本件請求の時点において、本件助成金の交付が個別の事案として違法ないし不当になされることが相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとはいえない。

よって、本件請求は、法242条に定める住民監査請求として不適法である。